

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業

入札説明書

平成 30 年 10 月

武豊町

目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
2 事業名称	2
3 事業実施場所	2
4 事業概要	3
5 本施設の管理者の名称	3
6 事業の対象範囲	3
7 事業方式	4
8 事業期間	4
9 事業スケジュール（予定）	5
10 事業期間終了時の措置	5
11 事業者の収入等	5
12 建物及び土地の使用料の負担	6
13 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	6
14 遵守すべき法制度等	7
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
1 入札参加者の構成等	9
2 業務実施企業の参加資格要件	9
3 入札参加者の制限	10
4 SPC の設立等	12
5 参加資格要件の確認基準日	12
6 入札参加者の変更	12
第 4 事業者募集等のスケジュール	12
第 5 入札手続等	13
1 担当窓口	13
2 入札に関する手続	13
3 入札参加に関する留意事項	15
4 入札予定価格	17
第 6 入札書類の審査	18
1 審査委員会	18

2 審査方法	18
3 審査項目等	18
第7 提案に関する条件	19
1 立地条件等	19
2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件	19
3 業務の委託	19
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	20
5 本町の費用負担	20
6 本町による事業の実施状況及びサービス水準の監視	20
7 保険	20
8 サービスの対価	20
9 土地の使用	20
10 本町と事業者の責任分担	21
11 財務書類の提出	21
第8 契約に関する事項	21
1 契約手続き	21
2 契約の枠組み	21
3 契約金額	22
4 契約保証金	22
5 事業者の事業契約上の地位	22
第9 提出書類	23
第10 その他	24
1 事業の継続が困難となった場合の措置	24
2 金融機関と本町の協議（直接協定）	24
別紙1 入札説明書等に関する質問書	

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、武豊町（以下「本町」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、武豊町財務規則（昭和 61 年規則第 11 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本町が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

建物使用貸借契約書（案）：本町が所有権を有する熱利用施設の使用貸借に係る契約の内容を示すもの

要求水準書（添付資料を含む。）：本町が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理、運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本町と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

指定管理に係る年度協定書（案）：指定施設の管理に関する基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

武豊町（以下「本町」という。）では、近年の健康志向ブームによりスポーツ人口が増加しており、それに伴い本町のスポーツ施設の利用者も増加の一途をたどっている。また、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドロームの予防や改善として運動を始める住民が増加しており、誰でも無理なく実践できる水中運動が注目されている。水中運動は、他のスポーツと比較し用具等を必要としないため手軽に始めることができ、身体への負担が少なく効果のある運動として評価されている。特に高齢者にとっては気軽に始めやすい運動であり、屋内温水プールを利用することで天候に左右されることがないため、計画的に運動を継続することが可能である。住民の意見や上位計画（たけとよゆめたろうプラン 第5次武豊町総合計画）においても、健康づくりができ、集い・憩える温水プールの建設が要望されている。

さらに、本町には小学校4校にそれぞれ屋外プールがあるが、いずれも昭和50～55年に建設されたものであるため、老朽化が進んでおり、今後その改修には膨大な費用が予想される。また、屋外プールは天候に左右されるため、必要な水泳の授業時間を確保することが難しい年もあるのが現状である。

それに加え、2市3町の広域ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）建設候補地が本町に決定し、屋内温水プール維持に必要な熱源の確保と、隣接するプール用地の確保が可能となっている。

本事業は、このような背景を踏まえ、ごみ処理施設からの熱利用を行う屋内温水プール等を整備するため、PFI法に準じることにより、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

2 事業名称

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業

3 事業実施場所

1) 事業用地

愛知県知多郡武豊町字忠白田（11-7、11-15、11-25、11-26、11-36～38）、字一号地（4-1、4-4、4-14～16、4-24、4-25、11-17、11-36）、字里中（31-1）

2) 敷地面積

12,232.92 m²

4 事業概要

以下に掲げる施設の設計、建設・工事監理、維持管理及び運営を行う。

施設区分		機能	備考
本施設	必須施設	屋内温水プール 温浴施設 スタジオ・トレーニング室 会議室	必ず設置する施設 共用部や管理諸室、外構等を含む
	提案施設	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設 (例) ・ジャグジー ・サウナ、露天風呂 ・カフェ等の飲食店 ・売店	設置を義務付けるものではない

5 本施設の管理者の名称

武豊町 代表者 武豊町長 靱山 芳輝

6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

1) 設計業務

設計業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査等）
- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務（確認申請等）
- ⑤ 国庫補助金申請図書作成補助業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 建設業務（熱供給設備及び熱供給管設置工事等含む）
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑤ 電波障害対策業務
- ⑥ 本施設の引き渡しに係る業務
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

維持管理業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 什器・備品等保守管理業務
- ④ 外構等維持管理業務
- ⑤ 環境衛生・清掃業務
- ⑥ 警備保安業務
- ⑦ 修繕業務（大規模修繕は除く）（※）
- ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（旧）建設大臣官庁官庁営繕部監修」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

4) 運營業務

運營業務で想定する事業範囲を以下に示す。

- ① 屋内温水プール運營業務
- ② 温浴施設運營業務
- ③ スタジオ・トレーニング室運營業務
- ④ 学校利用に関する運營業務
- ⑤ 総合管理業務
- ⑥ 自主事業
- ⑦ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

7 事業方式

本事業は、民間の企画力及び技術的能力を活用し、事業者が本施設の設計・建設等の業務を行い、本町に本施設の所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理・運營業務を遂行する設計・施工・維持管理・運營業務一括発注方式とする。

なお、本施設は地方自治法第244条の規定による公の施設とし、これら公の施設の運営にあたっては、事業者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

8 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成49（2037）年3月末日までとする。

9 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

事業契約締結	平成 31（2019）年 9 月
事業期間	事業契約締結日～平成 49（2037）年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 34（2022）年 2 月末日
開業準備期間	施設引渡し日～平成 34（2022）年 4 月（運用開始日まで）
維持管理期間	施設引渡し日～平成 49（2037）年 3 月末日
運用開始日	平成 34（2022）年 4 月
運営期間	運用開始日～平成 49（2037）年 3 月末日

※ごみ処理施設の試運転及び調整作業は平成 33（2021）年 11 月～平成 34（2022）年 3 月までの期間に行い、ごみ処理施設から本施設への熱供給の開始は、平成 34（2022）年 4 月を予定している。

※運用開始日は、事業契約書に定める日とする。

10 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間完了後に本町が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間完了日の約 2 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本町に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

また、事業契約期間満了後も、本町が継続して施設運営を行うことに支障の無い状態で本施設を引渡すこと。なお、引渡しの前に事業者で検査を行い、施設の性能が確保されていることを確認し、本町の承諾を得ることとする。

ただし、経済合理性を考慮し、事業期間終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

11 事業者の収入等

（1）本町からのサービスの対価

本町は、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、支払う。なお、設計業務に係るサービス対価は、設計業務完了年度に、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、年度ごとの出来高に応じて支払う。

また、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設利用者から徴収する収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

（2）本施設利用者から得る収入

本町は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料を収入とすることができる。

また、本施設において、実施する自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

- ① 利用料収入
事業者は、本施設について、事業者が本町の承認を受けて定める額の利用料を徴収し、収入とすることができる。
- ② 自主事業（各種教室等）に係る収入
事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができる。
- ③ 自主事業（物品販売等）に係る収入
事業者は、物販等の販売による売上げを収入とすることができる。

（3）利用料収入の還元

事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、当初期待した以上の利益の一部相当を事業者の提案による方法により、本町あるいは町民に還元するものとする。なお、還元方法は、還元割合相当分のキャッシュバックや、町民無料参加の地域交流イベントの開催等、多様な提案を期待する。

1 2 建物及び土地の使用料の負担

本町は、事業者から本施設に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

1 3 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

- ① モニタリングの実施
本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。
- ② モニタリングの時期
本町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。
- ③ モニタリングの方法
モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。
- ④ モニタリングの結果
モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

1.4 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 地方自治法
- ② 都市計画法
- ③ 建築基準法、建築士法、建設業法
- ④ 駐車場法
- ⑤ 公衆浴場法
- ⑥ 水道法、下水道法
- ⑦ 高圧ガス保安法、電気事業法
- ⑧ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑨ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑪ 消防法、警備業法
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑬ 水質汚濁防止法、土壌汚染対策法
- ⑭ 騒音規制法、振動規制法
- ⑮ 学校保健安全法、スポーツ振興法
- ⑯ 健康増進法
- ⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑱ 労働安全衛生法
- ⑲ 条例
 - ・ 愛知県建築基準条例
 - ・ 愛知県プール条例
 - ・ 愛知県地震防災推進条例
 - ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例
 - ・ 愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
 - ・ 愛知県人にやさしいまちづくりの推進に関する条例
 - ・ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例
 - ・ 武豊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - ・ 武豊町文化財保護条例
 - ・ 武豊町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
 - ・ 武豊町個人情報保護条例
 - ・ 武豊町情報公開条例
- ⑳ その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- ① 武豊町土地開発等に関する指導要綱
- ② 遊泳用プールの衛生基準
- ③ 公衆浴場における衛生管理要綱

- ④ 水浴場水質判定基準
- ⑤ 公衆浴場における水質検査基準等に関する指針
- ⑥ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ⑦ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ⑧ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ⑨ 建築設計基準及び同解説
- ⑩ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑪ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑫ 建築工事安全施工技術指針
- ⑬ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑭ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑮ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑯ 愛知県環境物品等調達の推進等を図るための基本方針
- ⑰ その他関連要綱及び基準

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、基本協定の締結後に、代表企業及び構成企業の出資により、会社法に定められる株式会社として設立する事業者（以下「SPC」という。）に出資を行うものとする。
- ④ 代表企業は、入札参加グループ中最大の出資比率を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑥ 本町は、武豊町内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループとして本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（SPC から業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下に示す①～⑤の要件を満たさなければならない。また、すべての代表企業、構成企業及び協力企業は、本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者は、工事監理業務を行うことはできない。

- ① 設計業務を行う者
設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。
 - a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
 - c. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 3,000 m²以上のスポーツ施設の実施設設計業務を完了した実績を有していること。
- ② 建設業務を行う者
建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
 - c. 平成 30・31（2019）年度武豊町競争入札参加資格者名簿（建設工事）における建築一式工事経営事項審査の評点が 900 点以上であり、かつ愛知県内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有すること。
 - d. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m²以上の官公庁（国、地方公共団体に限る。）が発注した公共施設等の建築一式工事を元請として完了した実績を有していること。
- ③ 工事監理業務を行う者
 工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。
- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - b. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
 - c. 平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 3,000 m²以上のスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。
- ④ 維持管理業務を行う者
 維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。
- a. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
 - b. 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について 3 年以上の維持管理業務の実績を有していること。
- ⑤ 運営業務を行う者
 運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。
- a. 本町の入札参加資格者名簿（当該年度）に登録されていること。
 - b. 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について 3 年以上の運営業務の実績を有していること。

3 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者（協力企業を含む）となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の

- 決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
 - ⑥ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
 - ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
 - ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
 - ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に町から入札参加資格停止の措置を受けた者。
 - ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
 - ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社 建設技術研究所
 - ・シリウス総合法律事務所
 - ・株式会社 学校文化施設研究所
 - ・株式会社 佐藤設備設計
 - ・永井公認会計士事務所
 - ⑫ 第 6-1 に記載の武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
 - ⑬ 最近 1 年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
 - ⑭ 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本町が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
 - ⑮ 武豊町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 16 日条例第 21 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

4 SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を武豊町内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本町の承諾を得なければ、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができない。

5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

6 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
平成 30 年 10 月 5 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 30 年 10 月 18 日	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 30 年 10 月 25 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 30 年 11 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 30 年 11 月 26 日	入札説明書等に関する個別対話
平成 30 年 12 月中旬	入札説明書等に関する個別対話結果の公表
平成 30 年 12 月 21 日	参加表明書、資格審査書類の受付締切
平成 31 (2019) 年 1 月 11 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 31 (2019) 年 2 月上旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 31 (2019) 年 3 月 1 日	入札及び提案に係る書類の受付締切
平成 31 (2019) 年 5 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 31 (2019) 年 6 月下旬	基本協定の締結
平成 31 (2019) 年 7 月下旬	仮事業契約の締結
平成 31 (2019) 年 9 月下旬	議会の議決

第5 入札手続等

1 担当窓口

入札手続きについての本町の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

武豊町教育部スポーツ課

住 所：〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2（武豊町役場）

電 話：0569-72-1111（内線 394）

F A X：0569-73-0001

E-mail：sports@town.taketoyo.lg.jp

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

2 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書、要求水準書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 30 年 10 月 5 日（金）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本町ホームページ上で公表する。

（本町ホームページアドレス <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>）

(2) 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり開催する。

① 入札説明会

日 時：平成 30 年 10 月 18 日（木）午後 2 時から午後 3 時まで

会 場：武豊町地域交流センター多目的ホール

② 現場説明会

日 時：平成 30 年 10 月 18 日（木）※入札説明会終了後開催

会 場：事業予定地

申込方法：希望者は、第 5-1 に記載の担当窓口に申し込むこと。

(3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に上記第 5-1 の担当窓口連絡すること。

① 閲覧期間：平成 31（2019）年 3 月上旬まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 閲覧場所：第 5-1 の担当窓口

③ 資料の貸出し：行わない。

(4) 入札説明書等に関する第 1 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間：入札説明書等公表の日から平成 30 年 10 月 25 日（木）午後 5 時まで

② 受付方法：別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、第 5-1 の担当窓口原則として Eメールにより提出すること。

③ 回答：平成 30 年 11 月中旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

(5) 入札説明書等に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。

- ① 開催日時：平成 30 年 11 月 26 日（月）
- ② 開催場所：武豊町役場
- ③ 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は 3 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で原則 10 名以内とする。
- ④ 申込方法：第 5-1 に記載の担当窓口に、原則 E メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、平成 30 年 12 月中旬に本町ホームページにおいて公表する。

(6) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期間：平成 30 年 12 月 14 日（金）から平成 30 年 12 月 21 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：第 5-1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類
- ⑤ 提出部数：1 部を提出すること。

(7) 入札説明書等に関する第 2 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第 1 回質問への回答の日から平成 31（2019）年 1 月 11 日（金）午後 5 時まで
- ② 受付方法：別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、第 5-1 の担当窓口原則として E メールにより提出すること。
- ③ 回答：平成 31（2019）年 2 月上旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

(8) 入札書類審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：平成 31（2019）年 2 月 22 日（金）から平成 31（2019）年 3 月 1 日（金）までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：第 5-1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：様式集「入札書類審査」（「第 9 提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：正本 1 部並びに副本 7 部を提出すること。

なお、入札を辞退する者は、様式集「入札参加資格審査（入札辞退届）」を、平成 31（2019）年 2 月 15 日（金）までに、第 5-1 の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

（9）入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本町の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①、②の参加資格を確認し、審査結果を書面により平成 30 年 12 月 28 日（金）までに随時郵送する。
- ④ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ⑤ 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑥ 審査された入札参加者の入札書（入札書類審査に関する提出書類「様式 A-3」）を開札する。開札は、入札参加者の立会の上行うものとする。
 - a. 開札日時：平成 31（2019）年 5 月中旬（予定）
 - b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑦ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本町の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。
- ⑧ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑨ 本町は、別に公表する落札者決定基準に基づき、本事業に関する審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ⑩ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成 31（2019）年 5 月下旬までに決定通知を行う。

（10）ヒアリング等の実施

本町は、入札参加者に対し、平成 31（2019）年 4 月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

（1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

(8) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」と「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」からなるサービスの対価の予定価格は、3,841,343 千円（消費税等相当額を除く。）とする。なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

第6 入札書類の審査

1 審査委員会

事業者の選定に当たり、本町に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

なお、審査委員会の委員は以下の通りである。

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	奥野 信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社上席顧問・名古屋都市センター長
副委員長	山本 秀人	日本福祉大学副学長
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
委員	永田 尚	武豊町副町長
委員	加藤 雅也	武豊町教育長

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本町が落札者を決定する。

3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(1) 落札者の決定

本町は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点及び性能評価点の両方について最も高い提案が2以上ある場合は、当該提案者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を本町ホームページにおいて公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

(1) 事業予定地の前提条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、以下のとおりである。

建設計画地	愛知県知多郡武豊町字忠白田 (11-7、11-15、11-25、11-26、11-36~38)、字一号地(4-1、4-4、4-14~16、4-24、4-25、11-17、11-36)、字里中(31-1)
敷地面積	12,232.92 m ²
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
日影規制	5時間(5m)、3時間(10m)、H=4m
接続道路	東側道路 幅員約23.0m(臨港道路武豊美浜線) 北側道路 幅員約8.0m(5237-里中・一号地1号線) 南側道路 幅員約12.0m(5235-忠白田・一号地1号線)
給水	北側φ100、南側φ100にそれぞれ接続可能
排水	北側φ100、南側φ100にそれぞれ接続可能
その他	i) 事業地では、地上26mの位置に高圧線が通っている箇所があり(字忠白田11-26、11-37、字一号地4-25)、高圧線から直下の建物まで離隔距離3.75m以上(建物が屋上設備を有する場合には建物床面から6.0m以上)を確保する必要がある。 ii) 高電圧ケーブルが埋設されている箇所があり(忠白田11-7、字一号地4-4、4-14、4-16、11-17、11-36)、その地上部に構築物を設けることは不可である。

2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件は、第2の6事業範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本町の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本町の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本町は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又は

その受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 町は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価を事業契約書に基づき支払う。支払いは、設計業務に係るサービス対価は、設計業務完了年度に、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、平成 32（2020）年度から平成 33（2021）年度までの各年度において、出来高に応じて支払うものとする。
 - a. 平成 32（2020）年度における建設・工事監理業務のサービスの対価の支払い限度額の割合
平成 32（2020）年度 40%
- ② 提案書の提出時に使用する消費税率は以下のとおりとすること。
 - a. 設計及び建設・工事監理業務等のサービスの対価：10%
 - b. 維持管理及び運營業務等のサービスの対価：10%

5 本町の費用負担

以下の費用については、本町が費用負担するものとする。

- ① 大規模修繕費
- ② モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

6 本町による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款（案）別紙 2 に基づく。

7 保険

事業契約約款（案）別紙 3 に基づく。

8 サービスの対価

事業契約約款（案）別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

9 土地の使用

本事業の事業用地は本町の町有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本町が所有する事業用地を無償で使用することができる。

10 本町と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本町がその全て又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3ヶ月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本町に提出し、本町に監査報告を行うこと。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本町は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、PFI 法第 12 条の規定により、本町議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、本町議会でこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、当該議案が本町議会で議決されなかった場合、事業契約は成立せず、すべての仮事業契約はその効力を失う。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第3の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び事業期間

仮事業契約 平成 31 (2019) 年 7 月下旬

本町議会の議決 平成 31 (2019) 年 9 月下旬

事業期間は、事業契約締結日より平成 49（2037）年 3 月末日までとする。

（3）事業契約の概要

事業者が本町を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本町の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款(案)第 34 条及び第 59 条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

本町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本町の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第9 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集「入札参加資格審査」及び様式集「入札書類審査」作成要領を参照のこと。

(1) 入札参加資格審査

○ 参加表明	(様式 1-1)
○ 入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 資格審査申請書	(様式 2-1)
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・ 運営業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-6)
・ 入札参加グループ構成表及び役割分担表	(様式 2-7)
・ 委任状 (構成企業→代表企業)	(様式 2-8)
・ 委任状 (代表企業用)	(様式 2-9)
・ 事業実施体制	(様式 2-10)
・ 会社概要書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 定款 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 決算報告書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3ヶ年)	(書式自由)
・ 登記簿謄本 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)	(書式自由)
・ 納税証明書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
○ その他	
・ 入札辞退届 (辞退する場合のみ)	(様式 3-1)

(2) 入札書類審査

○ 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加グループ構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
○ 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～2)
・ 建設・工事管理業務に関する事項	(様式 D-1～2)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～7)
・ 運営業務に関する事項	(様式 F-1～6)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 G-1～2)
・ 計画図面等提案書類	(様式 H-1～20)
・ 事業収支等提案書類	(様式 I-1)
・ 提案価格等提案書類	(様式 J-1～3)
・ 事業スケジュール	(様式 K-1)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 L-1)

第10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本町又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本町は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本町は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、本町は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本町に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本町又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 前号の規定により本町又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。

2 金融機関と本町の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本町とで協議し、一定の重要事項について、直接協定を締結することがある。